

岩木川で悪質な不法投棄を発見 ～河川敷に廃タイヤ15本～

4月14日（水）16時45分頃、弘前市大字船水字横船地内の岩木川右岸49.2k付近（清瀬橋上流）において、廃タイヤの不法投棄を弘前警察署からの情報提供を受けて確認しました。

3月29日（月）にも同じ弘前市大字船水字横船地内（城北大橋下流）で廃タイヤの不法投棄17本が発見されており、相次ぐ不法投棄の発生で青森河川国道事務所では監視を強化しております。

不法投棄は「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察署に通報し、原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

- ①発見日時 令和3年4月14日（水）16時45分頃
- ②発見場所 弘前市大字船水字横船地内 岩木川右岸49.2k付近（清瀬橋上流）
- ③投棄状況 廃タイヤ 15本
- ④措置状況 明日現地に警告看板を設置
- ⑤その他 直近（4月12日（月））の当局巡視においては異常は確認されておりません。

※ 不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。

◇「河川法」・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

・・・・・・・・・・5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金
（法人等の場合は3億円以下の罰金）

※発表記者会 : 青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社
問 い 合 わ せ 先

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

副所長（河川担当） 金 真一郎

TEL017-734-4521（代表）

河川管理課長 田村 公仁

TEL090-3123-8603（直通）

不法投棄現場 位置図

弘前市大字船水字横船 地内 (岩木川水系岩木川右岸 49.2km付近 清瀬橋上流)



3/29(月)の不法投棄箇所

地理院地図に不法投棄場所等を追記して掲載

●状況写真

【拡大写真 (廃タイヤ15本)】

